



# 当番弁護日誌

## 援助報酬の改正について

磯野 清華 Seika Isono (61期)



第1

### 総論

東京三会では、刑事被疑者援助制度及び少年保護事件付添援助制度において、会員の皆様の労力負担に報いるべく、日弁連から支払われる報酬額に加えて、独自に加算報酬基準を策定して会員の皆様にお支払いしてきました。この度、令和5年7月1日より、よりよい弁護活動及び付添人活動を推奨するとともに事務手続の合理化を図るために、報酬基準の改訂及び報告書提出方法の変更を行うことといたしました。大きな変更は2つです。

1つ目は、弁護人及び付添人の援助額の算定につき、1つの活動についてポイントに換算し、1ポイント5000円として援助額を計算することにしました。これに伴い、報告書の様式が変更されます。

2つ目は、主に少年保護事件付添援助につき援助額を変更したことです。これまで少年保護事件付添援助においては、基礎報酬として日弁連からの援助額10万円に加え、東京三会からの援助額として5万円が支払われ、さらに付添人の活動に応じて各種の加算がなされていました。今回の改正により、基礎報酬に関する5万円の援助を撤廃

し、その代わりに付添人の個々の活動を評価し援助することとしました。

以下、刑事被疑者援助制度と少年保護事件付添援助制度に分けて解説します。



第2

### 刑事被疑者援助制度について

まず、これまで検察官の接見指定の処分に対する準抗告は申立てを行うと1万円が援助されていましたが、申立て自体に5000円を援助し、準抗告が認容された場合にさらに5000円を援助することとしました。また、勾留阻止の結果についてこれまでは3万円を援助していましたが、今回、勾留請求自体を検察官がしなかった場合と勾留請求が却下された場合とで援助額に差を設けました。

次に被害者との示談交渉につき、これまでは示談成立又はそれに準じる被害弁償について3万円を援助していましたが、示談成立には3万円、情状に影響を及ぼす被害弁償には1万円を援助することとしました。そして検察官に意見書を提出した結果不起訴処分になった場合の援助額を増額しました。

さらに、釈放時の迎えや帰住先に関する福祉との調整について、援助の対象としました。



第3

## 少年保護事件 付添援助制度について

今回の改正で大幅に変わるのが、少年保護事件付添援助制度です。総論でも述べましたが、基礎報酬のうち三会支出分の5万円がなくなります。それに代わり、少年との面会や調査官・裁判官との面接、環境調整や示談交渉など個々の付添人活動に応じて報酬を支出することにしました。変更内容の詳細は、会員サービスサイトをご覧ください。本稿では変更点の概要を解説します。

まず、鑑別所における少年との面会について、3回目以降の面会を援助の対象としました。そして環境調整として、施設等帰住先の確保や家族との面会についても援助の対象としました。また、これまでは試験観察になると無条件で5万円が援助されていましたがこれを撤廃し、試験観察中の少年との面会の回数や同行支援などの活動回数に応じて援助することとしました。

次に、観護措置決定に対する不服申立て自体が

援助の対象となり、さらに観護措置決定が取り消された場合には、これまでよりも援助額を増額することとしました。そして審判に向けて調査官や裁判官と面接した場合には援助の対象とし、審判の結果につき保護観察や教育的措置としての不処分となった場合も援助の対象としました（従来は試験観察及び非行事実なしの不処分のみが援助の対象）。

さらに、これまで援助の対象外だった被害者との示談交渉や医師等専門職の鑑定及び鑑定のための相談につき、援助の対象としました。



第4

## 終わりに

今回の改正により、充実した弁護活動及び付添人活動を行えば、従来に比べメリハリの利いた援助がなされる、つまり報酬にも反映されることとなります。今回の改正を契機に会員の方にはより良い弁護活動及び付添人活動をしていただきたいと考えております。また、報告書の書式が複雑となりますが、報酬算定の効率化のためにご理解・ご協力いただけますようお願いいたします。 

# 罪に問われた障がい者等の刑事弁護の支援に関する 規則に基づく費用援助制度の運用開始について

仲田 隆介 Ryusuke Nakata (64期)



第1

## 総論

2023年4月1日より「罪に問われた障がい者等の刑事弁護の支援に関する規則」（以下、単に「規則」といいます。）が施行となり、国選弁護事件等に関し、同規則に基づく新しい費用援助制度（以下「本制度」といいます。）の運用が開始されました。

2023年4月1日以降に選任された弁護人及び付添人（以下「弁護人等」といいます。）は、障がい者等の刑事弁護活動をするに当たって所定の要件を満たした場合には、申請することで当会より本制度に基づく援助金の支払いを受けることができます。

本稿では、①本制度の対象、②本制度の概要、③本制度の利用方法及び④他の援助制度との関係について、簡単に説明します。



## 第2

### 本制度の対象

- 1 本制度は、①国選弁護事件、②国選付添事件又は③刑事被疑者弁護援助若しくは少年保護事件付添援助を利用して受任した事件であって（すなわち、いわゆる「純粹私選事件」は除きます。）、2023年4月1日以降に弁護人等に選任されたものが、適用対象となります。
- 2 そして、本制度による援助の対象となるのは、被疑者、被告人又は少年（以下「被疑者等」といいます。）が①障がい者（その疑いがある場合を含みます。以下同じ。）又は②65歳以上の者である場合です。



## 第3

### 本制度の概要

- 1 本制度は、前記第2で述べた事件に関し、弁護人等が一定の福祉的な支援活動を行った場合に、弁護人等に対し、その活動に要した費用を援助するほか、活動の援助として加算報酬を支払うというものです。  
以下では、本制度の概要について簡単に述べますが、どのような活動をした場合に援助金が支払われることとなるかを詳しく知りたい場合には、当会の会員サービスサイト中の「国選・当番」の「刑事弁護援助基金」に掲載されている「援助申請書」をご確認ください。援助金の支払い対象となる弁護活動が列挙されています。
- 2 弁護人等が、弁護活動のため、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、通訳人及び手話通訳者等の福祉専門職等（規則2条3号）に以下の活動を依頼した場合には、弁護人等が福祉専門職等に支払う費用の援助として、本制度に基づき援助金の支出を受けることができます（規則3条）。

- ① 更生支援計画の策定 実費（但し5万円を上限とします。）
- ② 弁護人等の接見又は面会への同行、被疑者

等との面会、被疑者等の家族等との面会、証人としての出廷、通訳又は手話通訳等1回当たり1万円（但し10万円を上限とします。）

- 3 また、更生支援計画の策定等に関して、弁護人等が医師に以下の活動を依頼した場合にも、医師に支払う費用の援助として、本制度に基づき援助金の支出を受けることができます（規則4条）。
  - ① 意見書・診断書等の作成 実費（但し5万円を上限とする。）
  - ② 出張・相談 1回当たり2万円（①・②併せて10万円を上限とします。）

- 4 被疑者等が釈放されたり、判決が下されたりすることで弁護人等の地位が失われた後も、被疑者等を支援するため、福祉専門職等や医師に上記活動を依頼することが必要となることがあります。  
この場合も、弁護人等の地位を失ってから1年以内に行われた活動については、同様に本制度に基づき援助金の支出を受けることができます。

- 5 **福祉専門職等と連携する場合には上限15万円、医師と連携する場合には上限10万円**と覚えていただき、実際に弁護人等として活動する場合には、申請書を見ながら、援助対象となるかどうかを確認いただければと思います。

- 6 以上が費用援助の概要となりますが、本制度では、弁護人等が福祉専門職等や医師に上記の活動を依頼した場合、（費用の援助とは別に）弁護人等に対する加算報酬として、援助金が支出されることになっています。

この場合の援助金の額は、弁護人等が依頼した活動の内容によって異なり、1万円（更生支援計画の策定を依頼した場合等）～3万5千円となります（規則8条）。



## 第4

## 本制度の利用方法

**1** 本制度による援助金の支出申請を行う場合には、当会人権課に所定の様式の申請書を提出してください。

①福祉専門職等や医師に支払う費用の援助を受ける場合には、「国選弁護人等援助金（社会福祉士等との連携のための援助金）支給申請書」を、②弁護人等に対する加算報酬として援助を受けられる場合には、「福祉的支援関与に対する援助申請書」を提出することになります（いずれの申請書も、当会会員サービスサイトの「国選・当番」→「刑事弁護援助基金」、又は「書式・マニュアル」→「1.刑事関係」→「刑事弁護援助金制度書式集」からダウンロードすることが可能です）。

また、援助金の支出申請に当たっては、申請書に加えて、福祉専門職等や医師からの請求書又は領収書等の資料提出が必要となります。具体的にどのような資料の提出が必要となるかは、申請書に記載がありますので、申請の際にご確認ください。

**2** 申請書の提出時期ですが、基本的には、被疑者段階や被告人段階等の手続が終了し、申請する援助金の額が確定した段階で、提出していただければと思います。

**3** 提出された申請書に基づき、刑事弁護委員会で、援助金を支出するか否か、援助金の支出額等について、審査を行います。

なお、審査の過程において、申請書の追完等を求めたり、資料の追加提出をお願いしたりすることがあります。

**4** 申請書の提出から援助金の支出までに要する期間は、おおむね2~3か月程度となります（但し、審査に時間を要する等の理由により、より長期間を要することもあります）。



## 第5

## 他の援助制度との関係

**1** 当会では、本制度の施行前から、刑事事件に関

して弁護人等を援助するため、刑事弁護援助金制度及びよりそい弁護士制度が設けられており、本制度の施行後も、これらの制度は利用可能です。

**2** 本制度が援助対象とする活動の中には、刑事弁護援助金制度又はよりそい弁護士制度が援助対象とする活動と重なるものがあります（特に、被疑者等が障がい者の場合、本制度と刑事弁護援助金制度の援助対象は相当部分が重なります）。

この場合、まず、本制度による援助を申請しなければならないこととされていますので（規則11条1項）、ご注意ください。

**3** もっとも、本制度及び刑事弁護援助金制度に基づく援助申請はいずれも刑事弁護委員会に対して行うこととされているところ、第4・1に掲げた申請書（「国選弁護人等援助金（社会福祉士等との連携のための援助金）支給申請書」「福祉的支援関与に対する援助申請書」）を提出すれば、本制度及び刑事弁護援助金制度の両制度に基づく申請がされたものと取り扱われます。そのため、本制度と刑事弁護援助金制度については、別々に援助申請をする必要はありません。

なお、既に述べたとおり、本制度は2023年4月1日以降に弁護人等に選任された事件が適用対象となります。そのため、2023年3月31日までに弁護人等に選任された事件で援助を申請する場合、本制度の適用はなく、刑事弁護援助金制度のみが適用されることとなります（申請書の様式も異なるので、ご注意ください）。



## 第6

## おわりに

本制度の運用開始により、刑事事件等において弁護人等が援助を受けられる範囲が広がることとなります。

被疑者等が障がい者又は65歳以上の者である場合には、ぜひ本制度の活用をご検討いただき、充実した刑事弁護活動を展開していただく一助としていただければと存じます。